

男女共同参画会議 第22回重点方針専門調査会	資料6
令和元年10月10日	

(通し番号 203)

「女性活躍加速のための重点方針 2019」

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進

a) 幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の
「量的拡充」及び「質の向上」(うち地方裁量
型認可移行施設の部分)

(厚生労働省説明資料)

「地方裁量型認可化移行施設」の創設について

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づき「地方裁量型認可化移行施設」を設置して、「保育サポーター」を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを支援（時限措置）。

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ① 認可保育園において、所定の研修（※）を修了した「保育支援員」について、配置基準上必要な保育士の3分の1に置き換えて配置できるようにしてほしい。

（※）27時間の座学研修＋480時間のOJT研修

【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間

- ② 上記配置を行った場合も（認可保育園として）公費による支援を行ってほしい。

（例）人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1（4人）を保育支援員（1.5人で保育士1人に換算）に代えて、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。

2019年4月からの対応

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準（配置基準の6割以上は保育士）のもと「地方裁量型認可化移行施設」を設置することを認める（待機児童解消までの時限措置）。

- ① （保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り）認可保育園からの移行も可能

（※）ただし、都道府県が、①当該施設において、保育士確保の取組を行った上で、なお保育士の確保が困難であること、②利用児童数と定員数が乖離していないこと、③当該施設の職員の給与が他の認可施設と比べて著しく低いこと、を確認する必要がある。

- ② 「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、設備・運営に応じた運営費

- ③ 都道府県が適当と認める研修を受講した者を一定以上配置した場合に、運営費の補助を加算（保育サポーター加算）。

- ④ 認可化移行の計画期間については、上限なし。

- ⑤ 保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。

- ・ 地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化
- ・ 都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況を把握し、分析・評価する。